

ごみ拾い SNS「ピリカ」目黒区版ウェブページ運用基準

令和 8 年 5 月 2 6 日付け目環環第 4 4 1 号決定

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この基準は、株式会社ピリカが開発・運営する無料アプリのごみ拾い SNS「ピリカ」(以下「ピリカ」という。)の活用にあたり、ピリカと連携し、目黒区環境清掃部環境保全課(以下「所管課」という。)が開設するごみ拾い SNS「ピリカ」目黒区版ウェブページ(以下「本ウェブページ」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本ウェブページは、地域におけるごみ拾い活動の参加人数及び拾われたごみの量等を把握し、参加者の活動意欲の向上並びに参加者同士の交流等を図ることを目的とする。

2 本ウェブページは、効果的なイベント周知等を行うことにより、区内の多様な主体と連携した環境美化活動の推進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 3 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ドメイン インターネット上に存在するコンピュータ及びネットワークを識別するために付された名称をいう。

(2) コンテンツ 本ウェブページで提供する情報の内容を構成するテキスト文書、図画等のデータを総称したものをいう。

(3) アクセス インターネットを介して本ウェブページを閲覧し、又は利用することをいう。

(4) 目黒区公式ウェブサイト <https://www.city.meguro.tokyo.jp/>以下の全てのウェブページをいう。

(5) 参加団体等 目黒区内で行われたごみ拾い活動を一度でもピリカに投稿したことのある団体及び個人(必要に応じ企業等を含む。)をいう。

(6) リンク 本ウェブページから別のウェブページに移動できる状態に設定することをいう。ただし、ピリカと連携して表示される情報への移動は含まない。

(適用範囲)

第 4 条 この基準において本ウェブページとは、<https://meguro.city.pirika.org>のウェブページをいう。

2 参加団体等がピリカのアカウントを取得し、ごみ拾い活動を投稿した際に自動作成される参加団体等の専用ページは、この基準の適用対象外とする。

第2章 運用体制

(運用管理責任者及び運用管理者)

第5条 本ウェブページを適正に管理運用するため、運用管理責任者及び運用管理者を置く。

2 運用管理責任者は環境保全課長をもって充て、運用管理者は所管課職員のうち運用管理責任者が指定する者をもって充てる。

3 運用管理責任者は、本ウェブページの導入目的の達成及び総合的な運用を統括し、必要に応じ運用管理者に指示及び助言を行う。

4 運用管理者は、運用管理責任者を補佐し、本ウェブページのコンテンツの作成、掲載、更新その他運用に関する実務を行う。

(情報確認及び更新の責務)

第6条 運用管理責任者及び運用管理者が作成又は管理するコンテンツは、定期的に内容を確認しなければならない。

2 内容等に変更がある場合は速やかに更新し、正確な情報の提供に努めなければならない。

第3章 掲載基準及び手続

(掲載できない情報)

第7条 次に掲げる情報は、本ウェブページに掲載してはならない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれがあるもの
- (4) 犯罪等に利用されるおそれがあるもの
- (5) 第三者を誹謗中傷し、又は不利益を与えると判断されるもの
- (6) 情報の内容が、主として営業活動、政治活動又は宗教活動を目的としたもの
- (7) 営利目的の宣伝・広告を含むもの
- (8) 本ウェブページの目的と直接関わらないもの
- (9) 目黒区の行政運営の実態と合致せず、利用者に誤解を与えるおそれのあるもの

(掲載情報の作成及び承認)

第8条 運用管理者は、前条の規定に留意し、運用管理責任者の承認を受けた後、本ウェブページへコンテンツを掲載し、又は変更するものとする。

2 運用管理責任者は、前項のコンテンツが前条に抵触すると認めるときは、当該情報の修正又は掲載の中止を命ずることができる。

第4章 プリカ連携情報

(ピリカ連携情報の掲載範囲)

第9条 ピリカから連携して本ウェブページに掲載する情報は、次のとおりとする。

- (1) ピリカにより投稿された目黒区内のごみ拾い活動(投稿者アイコン、投稿者名、投稿時間、コメント、投稿画像等)
- (2) イベント情報
- (3) 参加人数及び拾われたごみの数(サービス仕様で取得できる範囲)
- (4) 直近の投稿が行われた位置にアイコンを表示した地図
- (5) 参加団体等に関する情報
- (6) 一定期間における拾得量等に基づく個人別及び団体別のランキング
- (7) その他運用管理責任者と株式会社ピリカが協議の上掲載する情報

(不適切情報への対応)

第10条 運用管理責任者及び運用管理者は、本ウェブページ内に表示される情報が第7条各号に該当すると認めるときは、必要に応じ、株式会社ピリカに連絡し、当該情報の非表示その他必要な措置を求めるものとする。

第5章 リンク

(リンク基準)

第11条 本ウェブページからリンクすることができるウェブページの提供元は、次のとおりとする。

- (1) 株式会社ピリカ及び一般社団法人ピリカ
- (2) 国及び地方公共団体
- (3) 前号以外の公共機関
- (4) 目黒区が出資又は関与する法人
- (5) その他目黒区にとって有益と認められ、運用管理責任者が承認する団体又は個人

2 運用管理者が外部リンクを設定する場合は、運用管理責任者の承認を得なければならない。

3 リンク先が第7条各号に抵触する等、不適切と判断される場合は、運用管理責任者の指示によりリンクを解除し、又は解除を求めることができる。

(外部からのリンク)

第12条 外部のウェブページから本ウェブページへのリンクは、原則として本ウェブページのトップページとし、本ウェブページへのリンクである旨を明記させるものとする。

2 外部サイトが公序良俗違反、違法行為助長、プライバシー侵害、なりすまし表示その他運用管理責任者が不適切と認める場合は、リンクの解除を求めることができる。

第6章 区公式アカウントの運用

(区公式アカウントの設置)

第13条 目黒区は、本ウェブページを運用するにあたり、ピリカ上に区公式アカウント（以下「本アカウント」という。）を作成する。

- 2 本アカウントのユーザー名は「目黒区役所スーパーズ」とする。
- 3 本アカウントの管理及び発信は、運用管理責任者及び運用管理者が行う。

(運用主体の明示)

第14条 目黒区は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、本アカウントのユーザー名を、目黒区公式ウェブサイト等で明示する。

- 2 本アカウントの運用主体及び発信内容の方針は、プロフィール欄に明示する。

(本アカウントの掲載内容)

第15条 本アカウントにより発信する情報は、次のとおりとする。

- (1) 区主体の清掃活動に関する情報
- (2) 区が周知する環境美化に関する啓発情報
- (3) その他運用管理責任者が適当と認めるもの

(コメント等への対応)

第16条 本アカウントは原則として発信のみを行い、他のユーザーのコメントに対する個別の回答又はイベントへの参加は行わないものとする。

2 ただし、国、都道府県、他自治体等が発信したもので、運用管理責任者が必要と認めるものは、この限りでない。

(グループ機能の取扱い)

第17条 本アカウントは、原則としてグループの設定及び他のユーザーが設定したグループへの登録を行わないものとする。

(本アカウントにおけるリンク)

第18条 本アカウントが発信する投稿及びコメントに掲載するリンク先は、原則として目黒区公式ウェブサイトに限るものとする。

- 2 運用管理責任者が特に必要と認める場合は、前項によらないことができる。

(本アカウントにおける削除等)

第19条 本アカウントに関連して、法令違反、誹謗中傷、政治・宗教目的、営利目的、個人情報無断掲載その他運用管理責任者が不適切と判断する投稿等があると認めるときは、必要に応じ、当該投稿等の削除その他の措置を行い、又は株式会社ピリカに必要な措置を求めることができる。

第7章 免責・利用条件等

(免責事項)

第20条 目黒区は、本ウェブページ及び本アカウントに掲載する情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではない。

2 目黒区は、利用者が本ウェブページ又は本アカウントの情報を利用し、又は信用したことにより生じたいかなる損害についても、目黒区に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。

3 目黒区は、利用者間又は利用者と第三者との間に生じたトラブルにより発生した損害について、責任を負わない。

(サービスの中断・廃止)

第21条 目黒区は、保守、障害、災害その他やむを得ない事由により、本ウェブページの全部又は一部の提供を予告なく中断し、又は廃止することができる。

(費用・利用環境)

第22条 本ウェブページ及び本アカウントの閲覧・利用に必要な通信料その他利用に要する費用は、利用者の負担とする。

2 本ウェブページは、インターネットに接続可能な端末で利用できるものとする。ただし、全ての利用環境での動作を保証するものではない。

第8章 個人情報等

(個人情報の取扱い)

第23条 目黒区は、個人情報の保護に関する法律その他関係法令及び条例に基づき、登録及び投稿された利用者に関する情報を適切かつ安全に取り扱うものとする。

2 前項の情報は、目黒区の管理のもと、株式会社ピリカにより適切かつ安全に管理されるものとする。

(連携情報の利用)

第24条 目黒区は、第9条の連携情報を、環境施策の企画立案、効果測定、普及啓発等に利用する場合がある。

2 前項の場合においては、個人等が特定できないよう加工する等、必要な措置を講じた上で利用するものとする。

第9章 準拠・雑則

(ピリカの規約等の遵守)

第25条 利用者は、ピリカの利用規約その他株式会社ピリカが定めるルールを遵守するものとする。

2 運用管理責任者及び運用管理者は、本ウェブページ及び本アカウントの運用にあたり、株式会社ピリカが提示する「コミュニティガイドライン」(<https://www.pirika.org/guideline>。版数は株式会社ピリカの定めるところによる。以下「コミュニティガイドライン」という。)に沿うよう努めるものとする。

(委任)

第26条 この基準に定めるもののほか、本ウェブページ及び本アカウントの運用に関し必要な事項は、運用管理責任者が別に定める。

付則

この基準は、令和8年6月1日から施行する。